

1. 住民基本台帳ネットワークシステムの概要

1次稼働（平成14年8月5日）

国の行政機関等への本人確認情報の提供を開始しました。これにより、国や都道府県などの行政機関における届出や申請の際に必要な住民票の写しの添付が不要となります。例えば、平成15年4月1日からパスポートの申請の際に必要な住民票の添付が不要となりました。

2次稼働（平成15年8月25日）

平成15年8月25日の2次稼働（本格稼働）では、次の業務が開始となります。

- ・住民基本台帳カードの発行
- ・住民票の広域交付
- ・転入転出の特例処理

2. 住民基本台帳カードとは

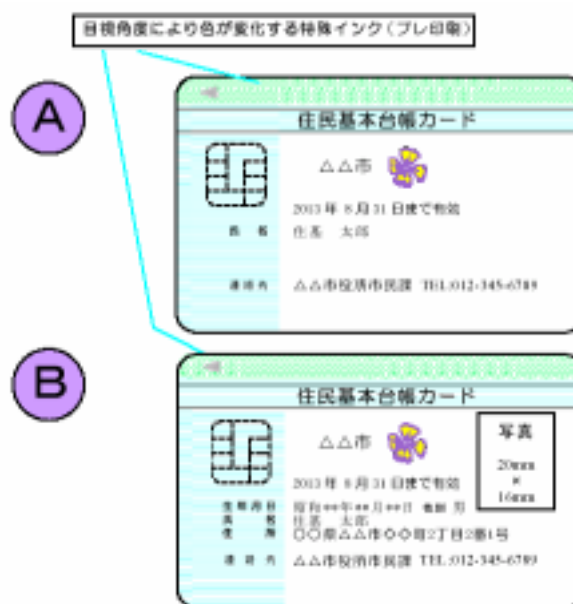
住民基本台帳カードとは、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて本人確認を行うためのICカードです。カードに埋め込まれたICには、住民票コード、パスワードなどが記録されます。住民基本台帳カードには、券面の記載事項が異なるAバージョンとBバージョンがあります。

Aバージョン（氏名、有効期限、交付市町村名）

Bバージョン（氏名、有効期限、交付市町村名、住所、性別、生年月日、顔写真）

住民基本台帳カードは、希望する市民に交付されます。また、AバージョンとBバージョンのどちらを選ぶかは、申請時に市民が選択します。

有効期限は10年となっており、ICの空きエリアを市町村独自に活用することもできることになっています。ただし、その場合は条例で目的を定める必要があります。



3．住民票の広域交付

平成15年8月25日からは、他の市町村でも住民票の交付を受けることができるようになります。請求のできる住民票は、自己又は自己と同一の世帯に属する者の住民票に限られ、請求時に住民基本台帳カードや運転免許証などでの本人確認が必要となります。

4．転入転出の特例処理

転入転出の特例処理とは、住民基本台帳カードを利用した転入転出手続きのことです。今住んでいる石狩市から他の市町村に住所を変更するとき、あらかじめ石狩市長宛に「付記転出届」を郵送しておけば、転入市町村の窓口では、住民基本台帳カードを添えて転入届を提出することで手続きが完了します。従来は、転出市町村から発行される転出証明書がなければ転入届をすることができませんでした。これにより転入市町村へ出向くだけで手続きが行えるようになります。

5．住民基本台帳カードの交付手数料について

住民基本台帳カードの交付手数料は、実体調査票により1件当たり1,951円の費用を必要とします。しかしながら、平成15年1月21日の総務省自治行政局市町村課長からの通知では、「住民基本台帳カード交付手数料は、交付に要する経費と住民の受益を踏まえつつ、各市町村において適切に定めるべきであるが、住民基本台帳カードは市区町村が貸与するものであり、また、電子政府・電子自治体の基盤として市区町村行政の効率化にも資するものであるため、住民基本台帳カードの交付に要する経費のうちICカード購入原価を除く、概ね1件当たり500円が適当である。」とされています。

同通知では、住民基本台帳カードの交付に要する経費（ICカード購入原価及びカード交付に係る消耗品費及び人件費等のうちカード交付手数料の収入を超える部分）については、所用の交付税措置を講じる予定であるとされ、近隣市町村の動向を見るときは500円を予定しています。

これらのことから、石狩市においても1件当たり500円に設定することが適当であると考えています。